

船舶事故調査報告書

平成24年10月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年5月13日 08時30分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市南東方沖 御前崎市所在の御前埼灯台から真方位126°10.1海里付近 (概位 北緯34°29.8′ 東経138°23.4′)
事故調査の経過	平成24年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{すず} 寿々丸、4.8トン SO3-22277（漁船登録番号）、個人所有 10.50m (Lr) × 2.73m × 1.05m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成8年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 45歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年5月18日 免許証交付日 平成23年12月8日 (平成29年5月17日まで有効) 甲板員 男性 77歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、御前崎市南東方沖の漁場において、底立てはえ縄漁の揚縄作業中、強い潮流と釣り針が根に掛かって縄が重くなったことから、甲板員が、縄を切らないように左手で縄を押して張り具合を確認しながら、巻揚機の操作レバーを調整して縄を揚げていたところ、平成24年5月13日08時30分ごろ甲板員の左手小指が縄と巻揚機のローラとの間に挟まれた。 甲板員は、直ちに指を縄とローラから外したものの、流血があったので手袋を取って見たところ、小指が第一関節の部分で皮1枚でつながった状態であった。 船長は、僚船に救急車の手配を依頼した。 甲板員は、岸壁で待機していた救急車で病院に搬送され、左小指末節骨骨折及び左小指挫創で全治3か月と診断された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 波高約2mのうねり</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、右舷船首寄りに油圧駆動式の巻揚機が取り付けられていた。</p> <p>甲板員は、巻揚機の船尾側に位置し、左手で巻揚機の操作レバーを操作して縄を巻き揚げ、右手で枝縄を外して甲板員の船尾側の船長に渡していた。</p> <p>甲板員は、底立てはえ縄漁を40年以上経験していた。</p> <p>甲板員は、左手の小指を縄とローラとの間に挟んだ状況について、記憶がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、御前崎市南東方沖の漁場において、潮流を受け、また、根掛かりして重くなった縄を揚縄中、甲板員が、左手で縄を押して張り具合を確認しながら、巻揚機の操作レバーを調整し、縄を揚げていたところ、左手小指が縄と巻揚機のローラとの間に挟まれたことから、同指を負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、御前崎市南東方沖の漁場において、潮流を受け、また、根掛かりして重くなった縄を揚縄中、甲板員が、左手で縄を押して張り具合を確認しながら、巻揚機の操作レバーを調整し、縄を揚げていたところ、左手小指が縄と巻揚機のローラとの間に挟まれたため、同指を負傷したことにより発生したものと考えられる。</p>